各位

会社名 株式会社ポプラ

代表者名 代表取締役社長 岡田 礼信

(コード番号:7601 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役常務執行役員経営企画室長 大竹 修

(TEL 082-837-3510)

# 第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更並びに 資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議において、次の①から⑦までの各事項について決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① HiCAP5 号投資事業有限責任組合(以下「HiCAP5 号」といいます。)及びMIT 広域再建支援 投資事業有限責任組合(以下「MIT 広域再建支援」といい、HiCAP5 号と併せて個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)との間で、それぞれ引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、HiCAP5 号及びMIT 広域再建支援に総額320百万円のB種種類株式を発行すること(以下「本第三者割当」といいます。)
- ② B種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと(以下「本定款変更」といいます。)
- ③ B種種類株式の払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること(以下 「本資本金等の額の減少」といいます。)
- ④ 2025年10月17日を取得日として、株式会社ローソン(以下「ローソン」といいます。)より相対取引による自己株式の取得を行うこと(以下「本自己株式取得」といいます。)
- ⑤ 2025年10月16日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主による種類株主総会並びに会社法第325条の準用する第319条第1項に基づき書面による決議を予定しているA種種類株主による種類株主総会(以下、個別に又は総称して、「本株主総会」といいます。)に、本定款変更を含む各議案を付議すること
- ⑥ 本臨時株主総会に、本定款変更に係る議案に加えて、本第三者割当(B種種類株式の有利発行に係る 特別決議を含みます。)、本資本金等の額の減少及び本自己株式取得に係る各議案を付議すること
- ⑦ 当社とローソンの間の 2014 年 12 月 8 日付の資本業務提携契約を解消の上で、同契約に代わるものとして、ローソンとの間で 2025 年 8 月 29 日付の業務提携契約(以下「本業務提携契約」といいます。)を締結すること

本第三者割当は、本株主総会において、上記の本第三者割当及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること等を条件としており、本資本金等の額の減少は本第三者割当に係る払込みを条件としており、本自己株式取得は上記の本自己株式取得に係る議案の承認が得られること及び効力発生日時点において本業務提携契約が締結されており、有効に存続していること等を条件としております。

なお、ローソンからの本自己株式取得及びローソンとの間の本業務提携契約の締結の詳細につきましては、 当社が本日公表した「株式会社ローソンからの自己株式の取得及び同社との業務提携契約の締結並びに主要株 主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

# I. 第三者割当によるB種種類株式の発行について

#### 1. 募集の概要

(1)	払	込	期	日	2025年10月17日(金)
(2)	発	行 新	株 式	数	6,400 株
(3)	発	行	価	額	1株につき 50,000円

(4) 調達資金の額	320,000,000 円
募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる。
(5) (割当予定先)	HiCAP5 号 3, 200 株
	, , , ,
(6) そ の 他	別打広域再建支援
	額、並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先

配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとします。

- ・ 当該交付日が払込期日以降2026年5月31日までの期間に 属する場合:1.05
- ・ 当該交付日が 2026 年 6 月 1 日以降 2028 年 5 月 31 日までの 期間に属する場合: 1.06
- ・ 当該交付日が 2028 年 6 月 1 日以降の日である場合: 1.07

#### (c) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2026年5月31日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」といいます。)が到来することをもって、B種種類株主に対して、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当社は、当該取得に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該取得に係るB種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、並びに②B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとします。

- ・ 金銭対価償還日が2026年5月31日である場合:1.05
- ・ 金銭対価償還日が 2026 年 6 月 1 日以降 2028 年 5 月 31 日までの期間に属する場合: 1.06
- ・ 金銭対価償還日が2028年6月1日以降の日である場合:1.07

### 2. 本第三者割当の目的及び理由

# (1) 本第三者割当の経緯・目的

当社とローソンは、2014年12月8日に資本業務提携契約を締結して以降、商品の共同開発、共同仕入れ、共同販促の実施、物流インフラの相互活用等の協業を推進し、また2017年6月には第三者割当増資を実施することで当社の株式を合計2,150,300株(自己株式を除く発行株式数に対する18.22%)保有いただき、連携を強化してまいりました。また、2020年9月には当社完全子会社である株式会社ポプラリテールとローソンとの間でメガ・フランチャイズ契約を締結し、「ローソン・ポプラ」ブランド店の運営を開始する等、相互にシナジー効果を発揮すべく緊密な関係を構築してまいりました。かかる状況の下、当社は、2023年10月にローソンより、2018年6月改訂のコーポレートガバナンス・コードにて、株式会社同士が相互に所有し合う株式(政策保有株式)の縮減を求められるようになって以降、ローソンが進めてきた政策保有株式の縮減の一環として、ローソンが保有する当社株式2,150,300株(自己株式を除く発行株式数に対する割合18.22%)についても全てを売却する意向である旨の連絡を受けたため、ローソンとの間でその方法や時期について協議を進めてまいりました。

当社はかねてより資本政策の柔軟性・機動性の確保を目的に自己株式の取得を検討していたところ、ローソンの保有する株式の売却による当社株式が市場に放出された場合には大幅な株価下落を引き起こす可能性が高い一方で、自己株式取得を行った場合には市場に流通する当社普通株式数は増加しないこと、また自己株式の取得により当社の1株当たり当期純利益(EPS)及びROE等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がること等を考慮し、ローソンの保有する株式を自己株式として取得することが将来的な企業価値の向上に資すると判断するに至りました。

以上の点に加えて、今後の資本政策なども総合的に検討した結果、当社が自己株式の取得という形でローソンの保有する株式を取得し、その活用方法(当社の業績や株価動向等を見据え、自己株式の消却、長期保有を前提とした当社にとって望ましい企業への譲渡、株式交換制度又は株式交付制度を活用した買収等)について機動的に検討できる方が、ローソンにより当社株式が市場で売却される場合と比べて、今後の企業価値の向上への取組みとして妥当であると判断いたしました。

このような判断に基づき、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、本自己株式取得を行うことを決定いたしました(本自己株式取得の詳細については、2025年8月29日付で当社より公表した「株式会社ローソンからの自己株式の取得及び同社との業務提携契約の締結並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。)。

本自己株式取得を行うために必要な資金を調達し、また本自己株式取得を行うために必要となる分配可能額を確保するために、本第三者割当による資金調達を行うことといたしました。B種種類株式による資金調達を選択した理由については、下記「(2)本第三者割当により資金調達を実施する理由」をご参照ください。

# (2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、本自己株式取得に必要となる資金及び分配可能額を確保するとともに、財務体質の安定化に向けて、様々な資金調達手法を検討してまいりました。こうした中、資本性のある資金調達手法に関しては、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、当社普通株式による公募増資や第三者割当増資、ライツオファリングの実施は、普通株式の希薄化を直ちにもたらすことにもなり得るため、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことや、調達予定額の確保に不確実性があることから適切でないと判断いたしました。また、社債又は借入といった負債性のある資金調達についても検討いたしましたが、社債又は借入による資金調達では、一時的に資金を調達できる反面、調達金額が全額負債として計上されるため、現状の当社の財務状況を鑑みるに、利払い負担や返済負担が相応に発生することで、キャッシュ・フローに小さくないインパクトが生じ得るため、適切でないと判断いたしました。

以上を踏まえて、当社としては、普通株式の希薄化を最小限としつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るためにはB種種類株式の発行による資金調達が最適であると判断いたしました。

なお、割当予定先は、2023年5月に発行したA種種類株式を保有し、当社の事業内容にも精通しております。今後の事業活動や資本政策への影響を踏まえて、HiCAP5号及びMIT広域再建支援は株式を当面の間は保有する方針である旨をそれぞれ表明しており、B種種類株式の第三者割当であれば普通株式への転換が行われない限り希薄化の影響が少ないと判断したこと等も理由として、割当予定先を選定いたしました。

#### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

# (1) 調達する資金の額

	1	払	込	金	額	の	総	額	320, 000, 000 円
	2	発	行 請	者 費	用	の様	既 算	額	34,000,000円
Ī	3	差	引	手	取	概	算	額	286, 000, 000 円

# (注) 1発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2発行諸費用の概算額の内訳は、当社フィナンシャルアドバイザー(株式会社 NEX Consulting)に対するアドバイザリー費用、弁護士費用、B種種類株式に係る価値評価費用並びにその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料、割当予定先の反社会的勢力との関係のチェックを含む調査費用、登記関連費用及び本株主総会開催費用等)の合計であります。

# (2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当により調達する差引手取概算額 286 百万円の使途については、2025 年 10 月末までに本自己株式取得の取得資金に充当し、残額が生じた場合は 2026 年 3 月末までに運転資金に充当する予定です。なお、ローソンからの本自己株式取得の詳細につきましては、当社が本日公表した「株式会社ローソンからの自己株式の取得及び同社との業務提携契約の締結並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当を実施することは、当社の財務体制の拡充及び市場での普通株式の大量売買に伴う株価の 暴落抑制に寄与するものと考えており、既存株主の皆様に対して潜在的に希薄化は生じるものの、中長期的 には企業価値の向上に資するものであり、本第三者割当は最終的に既存株主の皆様の利益に資するものであると考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があると判断しております。

# 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本第三者割当に係る出資の方法及び内容に関しては、B種種類株式の払込金額を1株当たり50,000 円と決定いたしました。当社としては、B種種類株式の商品性を踏まえれば割当予定先も本第三者割当を通じて相当のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、B種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるクレジオ・パートナーズ株式会社(広島県広島市中区紙屋町一丁目1番17号代表取締役社長 李志翔)(以下「クレジオ・パートナーズ」といいます。)に対してB種種類株式の価値算定を依頼し、B種種類株式の評価報告書(以下「優先株式評価報告書」といいます。)を取得しております。第三者算定機関であるクレジオ・パートナーズは、B種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、一定の前提(B種種類株式の転換価額、割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権又は割当予定先が金銭を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当社普通株式の株価、株価変動性(ボラティリティ)、配当利回り、無リスク利子率、割引率等)の下、B種種類株式の公正価値の算定をしております。優先株式評価報告書において2025年8月28日の東証終値を基準として算定されたB種種類株式の価値は、1株当たり49,859~56,323円とされております。

上記のとおり、当社としては、B種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、クレジオ・パートナーズによる優先株式評価報告書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、B種種類株式の払込金額(1株当たり 50,000 円)は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しています。また、B種種類株式の取得請求権に係る取得価額については、原則として、B種種類株式発行に係る取締役会決議日(2025 年8月29日)の直前取引日における終値である 185 円といたしました。取得価額を上記のとおり設定したのは、割当予定先との協議も踏まえた上で、既存株主が本第三者割当を通じた希薄化による不利益を過度に被ることがないよう、現時点の普通株式の時価を使用することが合理的であるとして、割当予定先と合意したためです。

なお、当社監査役3名全員から、①B種種類株式の発行条件は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、優先株式評価報告書の結果及び上記取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるクレジオ・パートナーズがB種種類株式の価値算定を行っていること、②クレジオ・パートナーズによるB種種類株式の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、③B種種類株式の払込金額はかかる評価額の範囲に含まれていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

しかしながら、B種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、B種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてB種種類株式を発行することといたしました。

# (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

B種種類株式については、2025 年 10 月 17 日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、この取得請求権が当初の取得価額で全て行使された場合、普通株式 1,729,728 株が交付され、その議決権数は 17,297 個となります。そのため、B種種類株式の潜在株式数の希薄化率は、2025 年 2 月 28 日現在の当社の発行済株式総数 11,801,822 株に対して 14.66%、議決権総数 117,692 個に対して 14.70%となり、本第三者割当により希薄化が生じます。なお、B種種類株式に係る剰余金の配当が行われ

ず未払配当金相当額が累積した場合、上記取得請求権の行使により転換される当社普通株式の数はさらに増加します。

一方で、当社が前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」で記載した資金を得ることは、財務体質の安定化に寄与すると考えており、既存株主の皆様に対して潜在的に希薄化は生じるものの、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。

# 6. 割当予定先の選定理由等

# (1) 割当予定先の概要

割当予定先1 HiCAP5 号(B種種類株式割当予定株式数3,200株)

割当予定先 1 HiCAP5 号 (B 種種類株式割当予定株式数 3, 200 株)							
(1)	名称	HiCAP5 号投資事業有限責任組合					
(2)	所 在 地	広島県広島市中国	区紙屋町一丁目3番8号				
(3)	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任	£組合契約に関する法律				
(4)	組 成 目 的	地元企業を中心と等へのエクイティ	とした事業承継、地域活性化、ベンチャー、事業再生会社 イ投資				
(5)	組 成 日	2024年10月1日					
(6)	出資の総額	10, 000, 000, 000	<b></b>				
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	金融機関1行					
		名 称	ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社				
		所 在 地	広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号				
(8)	無限責任組合員の概要	代表者の 役職及び氏名	代表取締役 増井 慶太郎				
(0)	灬似页 LM 1 页 √ M 攵	資 本 金	100, 000, 000 円				
		事業の内容	有価証券の取得・保有並びに売却、経営コンサルティン				
			グ、投資事業組合及び投資事業有限責任組合の財産の運				
			営管理他				
		上場会社と 当該ファンド との間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。				
(9)	上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当該業務執行組合員が HiCAP5 号とは別に業務執行組合員を務める HiCAP4 号投資事業有限責任組合(以下「HiCAP4 号」といいます。)が当社のA種種類株式6,000株を保有しております。 当社と当該業務執行組合員が HiCAP5 号とは別に業務執行組合員を務める HiCAP4 号との間の 2023年4月26日付引受契約書に基づき、HiCAP4号が指名する者1名を当社の非常勤の社外取締役として選任しております。上記の他には、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員、当該ファンドの出資者(現出資者を含みます。)並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間に、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。				

# 割当予定先2 MIT 広域再建支援(B種種類株式 割当予定株式数3,200株)

(1)	名		称	MIT 広域再建支援 投資事業有限責任組合
(2)	所	在	地	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号東京虎ノ門グローバルスクエア5階

(3)	設 立 根 拠 等	等 投資事業有限責任組合契約に関する法律				
(4)	組 成 目 的	全国の地域経済 資	こ寄与する企業の更なる成長を支えるためのエクイティ投			
(5)	組 成 日	2021年7月12日				
(6)	出 資 の 総 額	開示の同意が得られていないため、記載していません。				
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	独立行政法人1社、金融機関4行				
		名 称	株式会社MIT Corporate Advisory Services			
		所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号東京虎ノ門グローバル スクエア5階			
(8)	無限責任組合員の概要	代表者の役職・氏名	代表取締役 松本 章			
		資 本 金	50, 500, 000 円			
		事業の内容	企業経営に関するコンサルティング他			
(0)	上 場 会 社 と 当 該	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当該ファンドは当社のA種種類株式 8,000 株を保有しております。 また、当社と当該ファンドとの間の 2023 年4月 26 日付引受契約書に基づき、当該ファンドが指名する者 1 名を当社の非常勤の社外取締役として選任しております。 上記の他には、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドとの間に、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。			
(9)	ファンドとの間の関係	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、上記「上場会社と当該ファンドとの間の関係」に記載した事項を除き、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員、当該ファンドの出資者(現出資者を含みます。)並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。			

- (注) 1割当予定先の概要の欄は、2025年8月29日現在のものであります。なお、非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、当社がひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社及び株式会社MIT Corporate Advisory Servicesに確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。なお、割当予定先が開示の同意を行わない理由につきましては、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社及び株式会社MIT Corporate Advisory Servicesが業務執行組合員である投資事業有限責任組合は組合員を非公開とすることを前提としており出資に関する情報は極めて守秘性の高い情報であるため、また、株式会社MIT Corporate Advisory Services は外部資本の受け入れを行っていない非公開の法人であることから資本構成の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。
  - 2 当社は、①HiCAP5 号、HiCAP5 号の業務執行組合員及びその役員、並びに HiCAP5 号の全ての出資者 (以下「HiCAP5 号関係者」と総称します。)並びに②MIT 広域再建支援、MIT 広域再建支援の業務執 行組合員及びその役員、並びに MIT 広域再建支援の全ての出資者 (以下「MIT 広域再建支援関係者」と総称します。)が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目 16 番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼しました。その結果、HiCAP5 号関係者及び MIT 広域再建支援関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のこ

とから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に提出しております。

#### (2) 割当予定先を選定した理由

### ア 割当予定先の選定理由

当社は本第三者割当において、当社の現況、事業概要、事業戦略、財務状況及び課題について理解した上で、資金調達に賛同いただける割当予定先を検討してまいりました。その中で、当社は、2023 年5月に発行した当社のA種種類株式を保有する MIT 広域再建支援を運営する株式会社 MIT Corporate Advisory Services 及び同じくA種種類株式を保有する HiCAP4 号を運営するひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社との間で当社の資本政策に関して協議を重ねる中で、A種種類株式と概ね同内容であるB種種類株式を新たに発行し、同社が運用するファンドに割り当てる今回の資金調達を実施することが当社の資本政策として最良であると判断し、割当予定先を選定いたしました。

HiCAP5 号は株式会社広島銀行の持株会社である株式会社ひろぎんホールディングス 100%出資の投資専門会社であるひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社が組成したファンドとなります。HiCAP5 号とは 2024 年9月より企業価値向上施策等について協議を重ね、HiCAP5 号は地域活性化を目的の一つに組成されたファンドであり、投資先の課題解決に当たり、ファンドを通じた資本提供だけでなく、ひろぎんホールディングスグループが持つネットワークやコンサルティング機能の活用も期待できることから、当社の企業価値向上にご協力いただける相手と確信し、2024 年 12 月に HiCAP5 号を割当予定先として選定しました。MIT 広域再建支援とは 2024 年9月より企業価値向上施策等について協議を重ね、MIT 広域再建支援は、事業の承継・再編・再構築を通じた成長支援を主な目的とし、業務執行組合員である株式会社 MIT Corporate Advisory Services が蓄積したコンサルティングノウハウやファンドノウハウを活用し、投資先に寄り添った徹底した現場主義によるハンズオン支援により投資先の企業価値の向上を図っているファンドであり、当社の企業価値向上にご協力いただける相手と確信し、2024 年 12月に MIT 広域再建支援を割当予定先として選定しました。

### イ 割当予定先と締結する予定の引受契約について

当社は、割当予定先である HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援との間で、2025 年 10 月 16 日付で、それ ぞれ以下の内容を含む引受契約書(以下「本引受契約」といいます。)を締結する予定です。

#### ① 事前承諾事項

当社は、本引受契約締結日以降、HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援が全てのB種種類株式を保有しないこととなる日までの間、本引受契約に別段の定めのある場合又は HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援の事前の書面による承諾のある場合を除き、以下に掲げる各行為を行わず又は子会社をして行わせないものとする。但し、当社の事業遂行上の緊急の必要性があり、HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援の事前の書面による承諾を取得していたのではかかる緊急の必要性に対応することができない場合はこの限りではない。また、HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援は、本項における事前の書面による承諾を、いかなる場合も不合理に拒絶してはならず、かかる承諾の判断を当社の意向を尊重して行わなければならない。

- (1) 当社の定款の変更 (新たな種類株式又はかかる種類株式を対象とする新株予約権の発行を目的とする定款変更その他B種種類株式の保有者に重大な損害を及ぼすおそれがある定款変更に限る。) 及び株式取扱規程の変更 (B種種類株式に係る事項についての変更に限る。)
- (2) 現金の交付を伴う株式併合
- (3) 当社による剰余金の配当(金銭に限られず、中間配当を含む。但し、A種種類株式及びB種種類株式に係る配当を除く。)その他の処分
- (4) 株式会社以外への組織変更、合併、当社が分割会社となる会社分割、当社が完全子会社となる株 式交換又は株式移転
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散、清算又は倒産処理手続開始の申立て

また、当社は、本引受契約締結日以降、HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援が全てのB種種類株式を保有しないこととなる日までの間、HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援の事前の書面による同意なく、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式(以下「株式等」といいます。)を発行又は処分してはならない。但し、A種種類株式又はB種種類株式における普通株式を対価とする取得請求権の行使に伴って株式等を発行又は処分する場合並びに当社及びその子会社の役職員を割当先として株式等をインセンティブ目的で発行する場合は、この限りではない。

### ② 償還請求の条件

B種種類株式発行要項の定めにかかわらず、本引受契約に定める一定の場合を除き、HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援は、B種種類株式の発行日以降 2026 年 5 月 31 日までの間は、B種種類株式の償還請 求権(本②において、B種種類株式に係る金銭対価の取得請求権をいう。)を行使できない。

### ③ 取締役指名権

当社は、本引受契約締結日以降、HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援が全てのB種種類株式を保有しないこととなる日までの間、当社と HiCAP4 号、MIT 広域再建支援の間で 2023 年4月 26 日付でそれぞれ締結した引受契約書に基づき HiCAP4 号及び MIT 広域再建支援が当社の社外取締役1名を指名できる場合を除き、取締役の選任が議題となる当社の各定時株主総会において、HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援が指名する者それぞれ1名を当社の非常勤の社外取締役として選任する議題及び議案を上程し、かかる議案が承認されるよう最大限努力する。

### ウ 割当予定先と締結する予定の株主間協定について

当社は割当予定先である HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援(以下本(2)において「本株主」といいます。)との間で、2025 年 10 月 16 日付で、以下の内容を含んだ株主間協定書(以下「本株主間協定」といいます。)を締結する予定です。

# ① B種種類株式の譲渡

本株主の一方がその保有するB種種類株式の全部又は一部(本①において以下「譲渡対象株式」といいます。)を第三者(以下「譲渡相手方」といいます。)に対して譲渡することを希望する場合には(かかる譲渡を希望する本株主を以下「譲渡希望株主」といいます。)、事前にもう一方の本株主に対し、(i)譲渡相手方が譲渡対象株式を購入する意図を有すること、(ii)譲渡対象株式の数、(iii) 1 株当たりの譲渡価格、(iv)譲渡相手方の氏名又は名称、及び(v) その他の譲渡に関する主要条件を記載した書面により通知(以下「譲渡通知」といいます。)しなければならない。

譲渡通知を受けた本株主及び譲渡希望株主は、以下の手続に従って、その保有するB種種類株式の全部又は一部を譲渡することができるものとする。

- (1) 当該本株主は、譲渡希望株主による譲渡対象株式の売却に、譲渡相手方が希望する条件に対して、 譲渡希望株主と同一の条件にて参加する権利(以下「共同売却権」といいます。)を有するものと する。
- (2) 当該本株主は、共同売却権を行使した場合、譲渡希望株主及び譲渡相手方との間のB種種類株式の譲渡に関する交渉に参加することができ、当該本株主及び譲渡希望株主は、当該交渉の結果、譲渡希望株主、譲渡相手方及び当該本株主が別途合意する条件で、その保有するB種種類株式の全部又は一部を譲渡相手方に売り渡すものとする。

#### ② 転換請求権の行使

本株主の一方がその保有するB種種類株式の全部又は一部(本②において以下「転換対象株式」といいます。)について、B種種類株式発行要項第11項に基づき、当社の普通株式を対価とする取得請求権 (以下「転換請求権」といいます。)の行使を希望する場合には(転換請求権の行使を希望する本株主 を以下「転換希望株主」といいます。)、事前にもう一方の本株主に対し、(i)転換請求権を行使する意図を有すること、(ii)転換対象株式の数、及び(iii)転換請求権の行使予定時期を記載した書面により通知(以下「転換通知」といいます。)しなければならない。

転換通知を受けた本株主及び転換希望株主は、以下の手続に従って、その保有するB種種類株式の全部又は一部について、転換請求権を行使することができるものとする。

- (1) 当該本株主は、転換希望株主と協議の上、別途合意した条件で、転換希望株主による転換請求権の行使日と同日付で自らも転換請求権を行使することができる。
- (2) 当社は、当該本株主及び転換希望株主から連名で転換請求権の行使に係る通知を受領した場合、 B種種類株式発行要項に従い、当該本株主及び転換希望株主が希望する数の当社の普通株式を発 行するために必要な手続を履践する。

### ③ 償還請求権の行使

本株主の一方がその保有するB種種類株式の全部又は一部(本③において以下「償還対象株式」といいます。)について、B種種類株式発行要項第12項に基づき、金銭を対価とする取得請求権(以下「償還請求権」といいます。)の行使を希望する場合には(償還請求権の行使を希望する本株主を以下「償還希望株主」といいます。)、事前にもう一方の本株主に対し、(i)償還請求権を行使する意図を有すること、(ii)償還対象株式の数、及び(iii)償還請求権の行使予定時期を記載した書面により通知(以下「償還通知」といいます。)しなければならない。

償還通知を受けた本株主及び償還希望株主は、以下の手続に従って、その保有するB種種類株式の全部又は一部について、償還請求権を行使することができるものとする。

- (1) 当該本株主は、償還希望株主と協議の上、別途合意した条件で、償還希望株主による償還請求権の行使日と同日付で自らも償還請求権を行使することができる。
- (2) 当社は、当該本株主及び償還希望株主から連名で償還請求権の行使に係る通知を受領した場合、 B種種類株式発行要項に従い、当該本株主及び償還希望株主が希望する額の金銭を交付するため に必要な手続を履践する。

# ④ 金銭を対価とする取得条項

当社がB種種類株式発行要項第 13 項に基づき本株主が保有するB種種類株式の全部又は一部(本④において以下「取得対象株式」といいます。)を取得しようとする場合には、金銭対価償還日を定める当社の取締役会決議が行われる日(以下「金銭対価償還日決定日」といいます。)の 25 営業日前の日までに本株主に対し、(i)取得対象株式を取得する意図を有すること、(ii)取得対象株式の数、及び(iii)取得対象株式の取得予定時期を記載した書面により通知しなければならない。

当社は、以下の規定に従って、取得対象株式を取得することができるものとする。なお、本株主は、 当社が以下の規定に定める手続を履践するのに必要な協力を行い、以下の規定に基づく当社による取得 対象株式の取得に予め同意するものとする。

- (1) 当社は、本株主の双方から金銭対価償還日決定日の5営業日前の日までに取得対象株式の取得を 求める旨の通知を受領した場合には、同一の条件で、かつ、同一の日に、本株主の双方が有する 取得対象株式を取得するために会社法上及びB種種類株式発行要項上必要な手続を履践する。
- (2) 当社は、本株主のうちいずれかの本株主のみから金銭対価償還日決定日の5営業日前の日までに 取得対象株式の取得を求める旨の通知を受領した場合には、当該本株主が有する取得対象株式を 取得するために会社法上及びB種種類株式発行要項上必要な手続を履践する。また、当該通知を 上記期限までに行わなかった本株主が有する取得対象株式についても、当社は、自己の判断で、 当該取得対象株式を取得するために会社法上及びB種種類株式発行要項上必要な手続きを履践し、 当該取得対象株式を取得することができる。
- (3) 当社は、金銭対価償還日決定日の5営業日前の日までに本株主のいずれからも取得対象株式の取得を求める旨の通知を受領しなかった場合には、自己の判断で、本株主のいずれか又は双方が有する取得対象株式を取得するために会社法上及びB種種類株式発行要項上必要な手続を履践する。

### ⑤ 当社の取締役会の構成

本株主は、当社の取締役会の構成員、人数等について協議することができる。

各本株主は、本引受契約に基づき、当社の取締役の候補者を各1名推薦することができ、当該各候補者を当社の取締役として選任するための手続等について協議することができる。

当社は、本株主間協定第6条に基づき本株主により推薦された当社の取締役の候補者各1名を当社の取締役として選任するための議案を、当社の株主総会に上程する。

#### (3) 割当予定先の保有方針

B種種類株式について、HiCAP5 号及び MIT 広域再建支援からは当面の間は保有する方針である旨をそれ ぞれの業務執行組合員より口頭で確認しております。当社の現状の財政状態及び経営成績を前提とすると、 短期的にB種種類株式を普通株式に転換し、市場で売却することは想定しておらず、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先又は当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索いただけると伺っております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、各割当予定先について、2025 年 8 月 29 日現在において B 種種類株式に係る払込みのために必要かつ十分な資金を保有してはいないものの、各割当予定先に係る投資事業有限責任組合契約書の写しを確認することにより、各出資者と各割当予定先との間で、各割当予定先において資金が必要なときに無限責任組合員であるひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社及び株式会社 MIT Corporate Advisory Services が行うキャピタルコールに応じ、各出資者が各割当予定先に対する出資を行う旨の約束があることを確認しております。さらに当社は、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社及び株式会社 MIT Corporate Advisory Services からそれぞれヒアリングすることにより、かかるキャピタルコールに応じてB 種種類株式に係る払込みに要する資金に充当する出資を行う各割当予定先の出資者は独立行政法人及び金融機関であり、B種種類株式に係る払込みに必要な資金を保有していることを確認いたしました。したがって、B 種種類株式の発行に係る払込みに要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

### 7. 募集後の大株主及び持株比率

### (1) 普通株式

募集前(2025年2月28日現在)		募集後	
目黒 俊治	20.37%	目黒 俊治	17.76%
株式会社ローソン	18. 24%	株式会社ローソン	15.91%
ポプラ協栄会	9.81%	ポプラ協栄会	8.56%
楽天証券株式会社	2. 28%	HiCAP5 号投資事業有限責任組合	6.40%
MSIP CLIENT SECUR ITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	1.86%	MIT 広域再建支援 投資事業有限責任 組合	6. 40%
株式会社広島銀行 (常任代理人 株式会社日本カスト ディ銀行)	1.81%	楽天証券株式会社	1.99%
ポプラ社員持株会	1.74%	MSIP CLIENT SECUR ITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	1.62%
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト	1. 13%	株式会社広島銀行	1.58%

信託銀行株式会社)		(常任代理人 株式会社日本カスト	
		ディ銀行)	
BARCLAYS CAPITAL			
SECURITIES LIMITE			
D	1.00%	ポプラ社員持株会	1.52%
(常任代理人 バークレイズ証券株式			
会社)			
		三菱UFJ信託銀行株式会社	
株式会社SBI証券	1.00%	(常任代理人 日本マスタートラス	0.98%
		卜信託銀行株式会社)	

- (注) 1 当社が所有する自己株式は、上表大株主から除外しております。
  - 2上表における大株主及び持株比率は、2025年2月28日時点の株主名簿に基づき、小数点以下第三位 を四捨五入して算出しております。
  - 3 募集後の大株主及び持株比率は、B種種類株式に付された取得請求権が当初の取得価額で全て行使された前提でのB種種類株式の潜在株式数 1,729,728 株の、2025 年 2 月 28 日時点の当社の発行済株式総数 11,786,898 株(当社が所有する自己株式及びA種種類株式を除きます。)に、B種種類株式の潜在株式数 1,729,728 株を加算した 13,516,626 株に対する割合であります。

### (2) A種種類株式

募集前(2025年2月28日現	在)	募集後	
MIT 広域再建支援 投資事業有限責任 組合	57. 14%	MIT 広域再建支援 投資事業有限責任 組合	57.14%
HiCAP4 号投資事業有限責任組合	42.86%	HiCAP4 号投資事業有限責任組合	42.86%

(注) 上表における大株主及び持株比率は、2025 年 2 月 28 日時点の株主名簿に基づき、小数点以下第三位を 四捨五入して算出しております。

#### (3) B種種類株式

募集前(2025年2月28日現在)	募集後
該当なし	MIT 広域再建支援 投資事業有限責任 組合 50%
	HiCAP5 号投資事業有限責任組合 50%

### 8. 今後の見通し

本第三者割当は、当社の財務体制の拡充に寄与するものと考えており、既存株主の皆様に対して潜在的に希薄化は生じるものの、中長期的には企業価値の向上に資するものと見込んでおります。なお、本第三者割当による業績への影響については、その他の要因等を含め精査中であり、業績に重大な影響を与えると判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、 東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認 手続きは要しません。

- 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況
- (1) 最近3年間の業績(連結)

			2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期	
営 業	総	又入	13,064,893 千円	12,370,071 千円	12,028,050 千円	
営	美 利	益	55,647 千円	404, 238 千円	408, 348 千円	
経	亨 利	益	73,030 千円	360, 306 千円	412,608 千円	
親会社相	未主に帰り	属する				
当期純利益	又は親会社村	朱主に帰	△237, 796 千円	462 002 <b>壬</b> Ⅲ	376, 335 千円	
属	す	る	△231, 190   円	462,003 千円	376, 335 干円	
当 期 純	損失(	$\triangle$ )				
1株当たり	当期純利益	又は1株	∧ 20, 17 ⊞	26. 74 ⊞	29 07 ⊞	
当たり当	期純損失	$(\triangle)$	△20. 17 円	36. 74 円	28.07円	
1 株 当	たり配	当 額	一円	一円	一円	
( 普	通株	式 )	— <u>H</u>	— <u>H</u>	一円	
1 株 当	たり配	当 額	一円	2 066 20	2 250 00	
( A 種	種 類 株	式 )	一円	2, 066. 30	3, 250. 00	
1 株 当	たり純賞	産 額	△58.90 円	△21.37 円	3.00 円	

# (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025年2月28日現在)

						株式数		発行済株式数に対する比率
						<u>.</u>	普通株式	
発	⁄字	⋾⋭	1/1:	式	数	11, 78	87,822 株	100%
釆	行	済	株	I(	奴	A種	種類株式	
						1	14,000株	100%
					<u> </u>	普通株式		
現時	寺点の	転換価	額(行	使価額	〔)に	4, 545, 453 株		38. 56%
お	け	る潜	在	株式	数数	A種	種類株式	
							0株	_
下队	艮値の	転換価	額(行	使価額	(1) に			
お	け	る潜	在	株式	数数		_	_
上四	艮値の	転換価	額(行	使価額	() に			
お	け	る潜	在	株式	数数		_	_

<sup>(</sup>注) 普通株式に係る潜在株式はA種種類株式 (2023年5月31日発行) によるものであります。

# (3) 最近の株価の状況

# ① 最近3年間の状況

	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
始 値	151 円	140 円	287 円
高 値	191 円	415 円	291 円
安 値	130 円	129 円	166 円
終値	140 円	287 円	208 円

# ② 最近6か月間の状況

	2025年					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	209 円	199 円	179 円	184 円	189 円	182 円
高 値	212 円	215 円	209 円	192 円	200 円	188 円
安 値	198 円	156 円	175 円	182 円	181 円	181 円

於 但   200円   179円   104円   109円   105円   100	終値	200 円	179 円	184 円	189 円	183 円	185 円
--	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(注) 2025年8月については、同年8月28日までの状況です。

# ③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年8月28日
始 値	188 円
高 値	188 円
安 値	185 円
終値	185 円

# (4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

# • 第三者割当増資

払		込		期		日	2023年5月31日			
調	達	資	Ś	<b>金</b>	<i>(</i> )	額	700,000,000円 (差	引手取概算額:650,000,000円)		
発		行		価		額	1株につき 50,000 円	1株につき 50,000円		
募	集	時	に	お	け	る	(2023年2月28日)	(2023年2月28日現在)		
発	行	済	木	朱	式	数	普通株式 11,787,8	普通株式 11,787,822 株		
当	該	募	集	に	ょ	る	A種種類株式	14,000 株		
発	行	ŕ	株	Ī	t	数				
							(2023年2月28日	現在)		
募	集	後	に	お	け	る	普通株式	11, 787, 822 株		
発	行	済	木	朱	式	数	A種種類株式	14,000 株		
							合計	11,801,822 株		
割			当			先	HiCAP4 号	6,000株		
ㅁリ			=			ノレ	MIT 広域再建支援	8,000株		
発	行	時	1	お	1.+	る	冷凍製造設備の製造	能力向上と増設	282 百万円	
当	1」 初		で資	金	使	途	設備レンタル方式の	新たなフランチャイズ契約の運用	200 百万円	
	1))]	0)	貝	亚.	使	述	新型セルフ決済用 PC	OS 端末の開発等のシステム投資	168 百万円	
							冷凍製造設備の製造	能力向上と増設		
								2023年8月~2	2026年2月	
発	行	時	に	お	け	る	設備レンタル方式の	新たなフランチャイズ契約の運用		
支	出	予	Ţ	定	時	期		2023年7月~2	2026年2月	
							新型セルフ決済用 POS 端末の開発等のシステム投資			
								2023年6月~2	2025年2月	
現日	現時点における充当状況 上記資金使途において、当初の予定通り充当しております。			ます。						

# 11. 発行要項

B種種類株式の発行要項は、別紙1に記載しております。

### Ⅱ. 本定款変更について

## 1. 本定款変更の目的

B種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてB種種類株式を追加し、B種種類株式に関する規定を新設するとともに、A種種類株式に関する規定についても所要の変更を行うものです。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙2「定款変更案」をご参照ください。

#### 3. 本定款変更の日程

本定款変更議案に関する本株主総会付議に係る取締役会決議	2025年8月29日
本株主総会決議 (予定)	2025年10月16日
本定款変更の効力発生日(予定)	2020 午 10 月 10 日

### Ⅲ. 本資本金等の額の減少について

# 1. 本資本金等の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保と税負担の軽減を図るため、本第三者割当と同時に本資本金等の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当に係る払込みを条件とします。

### 2. 本資本金等の額の減少の要領

### (1)減少すべき資本金の額

160,000,000 円

なお、本第三者割当に係る払込みと同時に資本金の額が 160,000,000 円増額いたしますので、効力発生 日後の資本金の額は効力発生前の資本金の額より減少いたしません。

# (2)減少すべき資本準備金の額

160,000,000 円

なお、本第三者割当に係る払込みと同時に資本準備金の額が 160,000,000 円増額いたしますので、効力 発生日後の資本準備金の額は効力発生前の資本準備金の額より減少いたしません。

### (3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第1項及び第3項並びに第 448 条第1項及び第3項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

#### 3. 本資本金等の額の減少の日程

本資本金等の額の減少に係る取締役会決議	2025年8月29日
債権者異議申述公告 (予定)	2025年9月12日
債権者異議申述最終期日 (予定)	2025年10月12日
本株主総会決議 (予定)	2025年10月16日
本資本金等の額の減少の効力発生日(予定)	2025年10月17日

### 4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

## (ご参考)

# 本資本金等の額の減少の効力発生後の資本金及び資本準備金の額

資本金30,000,000 円資本準備金0 円

以 上

# B種種類株式発行要項

1. 株式の名称

株式会社ポプラB種種類株式(以下「B種種類株式」という。)

2. 募集株式の数

6,400 株

3. 募集株式の払込金額

1 株につき 50,000 円

4. 増加する資本金及び資本準備金

資本金 160,000,000 円 (1 株につき、25,000 円) 資本準備金 160,000,000 円 (1 株につき、25,000 円)

5. 払込金額の総額

320,000,000 円

6. 払込期日

2025年10月17日

7. 発行方法

第三者割当の方法により、全ての B 種種類株式を HiCAP5 号投資事業有限責任組合及び MIT 広域 再建支援 投資事業有限責任組合に割り当てる。

- 8. 剰余金の配当
  - (1) B 種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主(以下「B 種種類株主」という。)又は B 種種類株式の登録株式質権者(B 種種類株主と併せて、以下「B 種種類株主等」という。)に対し、下記 16.(1)に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により B 種種類株式 1 株当たりに支払われる金銭を、以下「B 種優先配当金」という。)を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

- (2) B 種優先配当金の金額
  - B 種優先配当金の額は、50,000 円(以下「払込金額相当額」という。)に、以下に定める料率(以下「B 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が 2026 年 2 月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1 年を 365 日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)。
  - (a) 配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率7%
  - (b) 配当基準日が 2027 年 2 月末日に終了する事業年度に属する場合及び 2028 年 2 月末日に終 了する事業年度に属する場合

年率 8%

(c) 配当基準日が 2028 年 3 月 1 日以降の日である場合 年率 7%

但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として B 種種類株主等に対して剰余金の配当 (B 種累積未払配当金相当額 (下記(4)に定める。)の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係る B 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

# (3) 非参加条項

当会社は、B 種種類株主等に対しては、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### (4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として B 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当 (当該事業年度より前の各事業年度に係る B 種優先配当金につき本(4)に従い累積した B 種累積未払配当金相当額の配当を除く。) の総額が、当該事業年度に係る B 種優先配当金の額 (当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算される B 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2) 但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。) に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積 (本(4)に従い累積する金額を「B 種累積未払配当金相当額」という。) する。当会社は、B 種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、下記 16.(1)に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、B 種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われる B 種累積未払配当金相当額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### 9. 残余財産の分配

# (1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、下記 16.(2)に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、B 種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める B 種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B 種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。

但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

# (2) 非参加条項

B 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

### (3) 日割未払優先配当金額

B 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額(以下「B 種日割未払優先配当金額」という。) は、払込金額相当額に B 種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日(但し、当該分配日が 2026 年 2 月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。) から、当該分配日(同日を含む。) までの期間の実日数につき、1 年を 365 日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。) として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)。

但し、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日として B 種種類株主等に対して剰余金の配当 (B 種累積未払配当金相当額の配当を除く。) が行われたときは、当該分配日に係る B 種日割未払優先配当金額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

### 10. 議決権

B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### 11. 普通株式を対価とする取得請求権

## (1) 普通株式対価取得請求権

B 種種類株主は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式 (以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。

# (2) B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)B 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii)B 種累積未払配当金相当額及び(iii)B 種日割未払優先配当金額の合計額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、普通株式対価取得請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算し、また、B 種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

# (3) 当初取得価額

取得価額は、当初、185円とする。

# (4) 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
  - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普

通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する 普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数 (但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 分割前発行済普通株式数 分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式数 -当会社が保有する + 普通株式の数) 新たに発行する 1株当たり 普通株式の数 × 払込金額

普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

(発行済普通株式数-当会社が保有する普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数

④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合

を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (5) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株 予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出 資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同 じ。) の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普 通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当 ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合には その効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準 日。以下、本⑤において同じ。) に、また株主割当日がある場合はその日に、発行さ れる新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたも のとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当 たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整 後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合 にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、 これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対 価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点に おいて発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得さ れて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日 の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 上記③乃至⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査 役、執行役その他の役員又は従業員のためのインセンティブプランとして発行される 株式及び新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社は B 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
  - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交

付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義 務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とすると き。

- ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更 又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数 第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日 (但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧 サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP が発表されない日は含まないものとする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要 とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした B 種種類株主に対して、当該 B 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

# 12. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B 種種類株主は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、B 種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、当会社に対して書面による通知

(以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る B 種種類株式の数に、(i) 払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、並びに(ii)B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする(以下、当該金銭を交付する日を「金銭交付日」という。)。

- (a) 金銭交付日が払込期日以降 2026 年 5 月 31 日までの期間に属する場合 1.05
- (b) 金銭交付日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06
- (c) 金銭交付日が 2028 年 6 月 1 日以降の日である場合 1.07

なお、本(1)においては、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算し、また、B 種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、償還請求日において B 種種類株主から償還請求がなされた B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各 B 種種類株主により償還請求がなされた B 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社は B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった B 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求 日において発生する。

13. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、2026 年 5 月 31 日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還

に係る B 種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、並びに②B 種累積未払配当金相当額及び B 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。

- (a) 金銭対価償還日が2026年5月31日である場合 1.05
- (b) 金銭対価償還日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06
- (c) 金銭対価償還日が 2028 年 6 月 1 日以降の日である場合 1.07

なお、本 13.においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算し、また、B 種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

B 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

### 14. 譲渡制限

B 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

- 15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
  - (1) 当会社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
  - (2) 当会社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを 受ける権利を与えない。
  - (3) 当会社は、B 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

# 16. 優先順位

- (1) A 種優先配当金 (株式会社ポプラ A 種種類株式 (以下「A 種種類株式」という。) に係る発行 要項に定義する。)、B 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額 (A 種種類株式に係る発行 要項に定義する。)、B 種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登 録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。) に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種 累積未払配当金相当額及び B 種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A 種優先配当金及び B 種 優先配当金が第 2 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 3 順位とする。
- (2) A 種種類株式、B 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株 式及び B 種種類株式が第 1 順位、普通株式が第 2 順位とする。
- (3) 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以上

# 定款変更案

(下線部は変更箇所)

	現行定款	変更案
	第1章 総則	第1章 総則
第1条		第1条
ないし	(条文省略)	ないし (現行どおり)
第5条		第5条
	the or the land	** O ** Like 15

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>36,174,072</u> 株とする。

2. 当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式 36, 160, 072 株 A種種類株式 14,000 株

第7条 (条文省略)

(単元株式数)

第8条 当会社の普通株式の単元株式数は 100 株と し、A種種類株式の単元株式数は 1 株とする。

第9条

ないし (条文省略) 第11条

第2章の2 A種種類株式

(剰余金の配当)

第 11 条の2 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、配当基準日という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主(以下、A種種類株主という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下、A種種類株主等という。)に対し、第 11 条の9第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、A種優先配当金という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>36,180,472</u> 株とする。

2. 当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式 36, 160, 072 株 A種種類株式 14,000 株 B種種類株式 6,400 株

第7条 (現行どおり)

(単元株式数)

第8条 当会社の普通株式の単元株式数は 100 株と し、A種種類株式<u>およびB種種類株式</u>の単元株式数 は1株とする。

第9条

ないし (現行どおり) 第11条

第2章の2 A種種類株式

(剰余金の配当)

第 11 条の2 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、配当基準日という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主(以下、A種種類株主という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下、A種種類株主等という。)に対し、第 11 条の 16 第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、A種優先配当金という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が

じるときは、当該端数は切り捨てる。

- 2. A種優先配当金の額は、50,000円(以下、払込金額相当額という。)に、以下に定める料率(以下、A種優先配当年率という。)を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。
- (a) 配当基準日が 2024 年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率5.5%
- (b) 配当基準日が 2025 年 2 月末日に終了する事 業年度に属する場合 年率 6.5%
- (c) 配当基準日が 2026 年2月末日に終了する事 業年度に属する場合 年率7%
- (d) 配当基準日が 2027 年2月末日に終了する事業年度に属する場合および 2028 年2月末日に終了する事業年度に属する場合年率8%
- (e) 配当基準日が <u>2029</u>年3月1日以降の日である場合 年率7%

ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(A種累積未払配当金相当額(本条第4項に定める。)の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

### 3. (条文省略)

4. ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項ただし書の規定は適用されないもの

生じるときは、当該端数は切り捨てる。

- 2. A種優先配当金の額は、50,000円(以下、本第2章の2において、払込金額相当額という。)に、以下に定める料率(以下、A種優先配当年率という。)を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。
- (a) 配当基準日が 2024 年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率5.5%
- (b) 配当基準日が 2025 年 2 月末日に終了する事 業年度に属する場合 年率 6.5%
- (c) 配当基準日が 2026 年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率7%
- (d) 配当基準日が 2027 年2月末日に終了する事業年度に属する場合および 2028 年2月末日に終了する事業年度に属する場合年率8%
- (e) 配当基準日が <u>2028</u>年3月1日以降の日である場合 年率7%

ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(A種累積未払配当金相当額(本条第4項に定める。)の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

### 3. (現行どおり)

4. ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項ただし書の規定は適用されないもの

として計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積(本項に従い累積する金額を、A種累積未払配当金相当額という。)する。当会社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### (残余財産の分配)

第 11 条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第 11 条の9第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本条第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下、A種残余財産分配額という。)の金銭を支払う。

ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日(以下、分配日という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2.

ないし (条文省略)

4.

# (普通株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の4 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式(以下、請求対象普通株式という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下、普通株式対価取得請求といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、普通株式対価取得請求日という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交

として計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積(本項に従い累積する金額を、A種累積未払配当金相当額という。)する。当会社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、第11条の16第1項に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### (残余財産の分配)

第 11 条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第 11 条の 16 第 2 項に定める支払順位に従い、A種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本条第 3 項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下、A種残余財産分配額という。)の金銭を支払う。

ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日(以下、分配日という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2.

ないし (現行どおり)

4.

# (普通株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の4 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式(以下、本第2章の2において、請求対象普通株式という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下、本第2章の2において、普通株式対価取得請求といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本第2章の2において、普通株式対価取得請求日という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許

付するものとする。

2.

ないし (条文省略)

3.

4.

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それ ぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
- ① 普通株式につき株式の分割または株式無 慣割当てをする場合、次の算式により取得価額を調 整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算 式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割 当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会 社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普 通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(た だし、その時点で当会社が保有する普通株式を除 く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後 電 調整前 来 分割前発行済普通株式数 取得価額 取得価額 来式の分割に係る基準日の翌日 または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

調整後 取得価額 = 調整前 取得価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以 降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時 価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または 当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無 償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得さ れる株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に 付されたものを含む。以下、本項において同じ。) の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約 権の行使による場合または合併、株式交換もしくは 会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、 次の算式(以下、取得価額調整式という。)により 取得価額を調整する。取得価額調整式における「1 株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目 的とする場合には、当該財産の適正な評価額とす る。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定め た場合には当該払込期間の最終日) の翌日以降、ま た株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該 基準日(以下、株主割当日という。)の翌日以降こ れを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を 容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 A種種類株主に対して交付するものとする。

2.

ないし (現行どおり)

3.

4.

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それ ぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
- ① 普通株式につき株式の分割または株式無 償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調 整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算 式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割 当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会 社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普 通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(た だし、その時点で当会社が保有する普通株式を除 く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後 取得価額 = 調整前 × 分割前発行済普通株式数分割後発行済普通株式数 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

調整後 = 調整前 × 併合前発行済普通株式数 取得価額 <sup>-</sup> 取得価額 <sup>-</sup> 併合後発行済普通株式数 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以 降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時 価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または 当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無 償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得さ れる株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に 付されたものを含む。以下、本項において同じ。) の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約 権の行使による場合または合併、株式交換もしくは 会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、 次の算式(以下、本第2章の2において、取得価額 調整式という。)により取得価額を調整する。取得 価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金 銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財 産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込 期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最 終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準 日を定めた場合は当該基準日(以下、株主割当日と いう。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社

処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

| 第一次 | 第一

価額 価額 (発行済普通株式数-当会社が保有する普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数

当会社に取得をさせることによりまたは 4 当会社に取得されることにより、下記(d)に定める 普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当 たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けるこ とができる株式を発行または処分する場合(株式無 償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日 (払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終 日。以下、本④において同じ。) に、株式無償割当 ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当て に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 ④において同じ。)に、また株主割当日がある場合 はその日に、発行または処分される株式の全てが当 初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみ なし、取得価額調整式において「1株当たり払込金 額」としてかかる価額を使用して計算される額を、 調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期 日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力 が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合 にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にか かわらず、取得に際して交付される普通株式の対価 が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得 価額は、当該対価の確定時点において発行または処 分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で 取得され普通株式が交付されたものとみなして算出 するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降こ れを適用する。

⑤ 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当て

が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式 における「新たに発行する普通株式の数」は「処分 する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保 有する普通株式の数」は「処分前において当会社が 保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

当会社に取得をさせることによりまたは 当会社に取得されることにより、下記(d)に定める 普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当 たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けるこ とができる株式を発行または処分する場合(株式無 償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日 (払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終 日。以下、本④において同じ。) に、株式無償割当 ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当て に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 ④において同じ。) に、また株主割当日がある場合 はその日に、発行または処分される株式の全てが当 初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみ なし、取得価額調整式において「1株当たり払込金 額」としてかかる価額を使用して計算される額を、 調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期 日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力 が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合 にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にか かわらず、取得に際して交付される普通株式の対価 が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得 価額は、当該対価の確定時点において発行または処 分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で 取得され普通株式が交付されたものとみなして算出 するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降こ れを適用する。

⑤ 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当て

に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 ⑤において同じ。) に、また株主割当日がある場合 はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条 件で行使されまたは取得されて普通株式が交付され たものとみなし、取得価額調整式において「1株当 たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予 約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資さ れる財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使 用して計算される額を、調整後取得価額とする。調 整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日 以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が 生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合に はその翌日以降、これを適用する。上記にかかわら ず、取得または行使に際して交付される普通株式の 対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後 取得価額は、当該対価の確定時点において発行され る新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行 使されまたは取得されて普通株式が交付されたもの とみなして算出するものとし、当該対価が確定した 日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 上記③ないし⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式および新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合

に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 ⑤において同じ。) に、また株主割当日がある場合 はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条 件で行使されまたは取得されて普通株式が交付され たものとみなし、取得価額調整式において「1株当 たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予 約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資さ れる財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使 用して計算される額を、調整後取得価額とする。調 整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日 以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が 生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合に はその翌日以降、これを適用する。上記にかかわら ず、取得または行使に際して交付される普通株式の 対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後 取得価額は、当該対価の確定時点において発行され る新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行 使されまたは取得されて普通株式が交付されたもの とみなして算出するものとし、当該対価が確定した 日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 上記③ないし⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式および新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a) に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合

は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下、VWAPという。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

5. ないし (条文省略) 7.

### (金銭を対価とする取得請求権)

第 11 条の5 A種種類株主は、A種種類株式の 発行日以降いつでも、償還請求日(以下に定義す る。) における分配可能額(会社法第461条第2項 に定める分配可能額をいう。以下同じ。) を限度と して、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日 でない場合には翌営業日とする。) を償還請求が効 力を生じる日(以下、償還請求日という。)とし て、当会社に対して書面による通知(以下、償還請 求事前通知という。)を行った上で、当会社に対し て、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株 式の全部または一部を取得することを請求すること (以下、償還請求という。) ができるものとし、当 会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得す るのと引換えに、法令の許容する範囲内において、 当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)払込 金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した 額、ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額およ びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得ら れる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するも

- は、円位未満小数第2位まで算出し、その小 数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下、VWAP という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

5.ないし (現行どおり)7.

### (金銭を対価とする取得請求権)

A種種類株主は、A種種類株式の 第 11 条の5 発行日以降いつでも、償還請求日(以下に定義す る。) における分配可能額(会社法第 461 条第2項 に定める分配可能額をいう。以下同じ。) を限度と して、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日 でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効 力を生じる日(以下、本第2章の2において、償還 請求日という。) として、当会社に対して書面によ る通知(以下、本第2章の2において、償還請求事 前通知という。)を行った上で、当会社に対して、 金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の 全部または一部を取得することを請求すること(以 下、本第2章の2において、償還請求という。)が できるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容す る範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株 式の数に、(i)払込金額相当額に以下に定める数値 を乗じて算出した額、ならびに(ii) A種累積未払配 当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計

のとする(以下、当該金銭を交付する日を、金銭交付日という。)。

(a) 金銭交付日が払込期日以降 2026 年 5 月 31 日 までの期間に属する場合

1.05

(b) 金銭交付日が 2026 年6月1日以降 2028 年5月31日までの期間に属する場合 1.06

(c) 金銭交付日が 2028 年6月1日以降の日であ る場合

1.07

なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の 翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日 とした剰余金の配当が行われる時点までの間である 場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配 当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金 相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額 の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み 替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。ま た、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに 交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、 これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてA 種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の 取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償 還請求日における分配可能額を超える場合には、当 該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種 類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる 金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においての み当会社はA種種類株式を取得するものとし、かか る方法に従い取得されなかったA種種類株式につい ては、償還請求がなされなかったものとみなす。

2.

ないし (条文省略)

3.

## (金銭を対価とする取得条項)

第11条の6 当会社は、2026年5月31日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、金銭対価償還日という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる(以下、金銭対価償還という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得す

額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする(以下、<u>本第2章の2において、</u>当該金銭を交付する日を、金銭交付日という。)。

(a) 金銭交付日が払込期日以降 2026 年 5 月 31 日 までの期間に属する場合

1.05

(b) 金銭交付日が 2026 年 6 月 1 日以降 2028 年 5 月 31 日までの期間に属する場合

1.06

(c) 金銭交付日が 2028 年 6 月 1 日以降の日である場合

1.07

なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の 翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日 とした剰余金の配当が行われる時点までの間である 場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配 当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金 相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額 の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み 替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。ま た、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに 交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、 これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてA 種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の 取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償 環請求日における分配可能額を超える場合には、当 該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種 類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる 金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においての み当会社はA種種類株式を取得するものとし、かか る方法に従い取得されなかったA種種類株式につい ては、償還請求がなされなかったものとみなす。

2.

ないし (現行どおり)

3.

## (金銭を対価とする取得条項)

第11条の6 当会社は、2026年5月31日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本第2章の2において、金銭対価償還日という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる(以下、本第2章の2において、金銭対価償還という。)ものとし、当会社

るのと引換えに、(i) 当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) 金銭対価償還日における①払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに②A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。

(a) 金銭対価償還日が 2026 年 5 月 31 日である場 合

1.05

- (b) 金銭対価償還日が 2026 年6月1日以降 2028 年5月31日までの期間に属する場合
- (c) 金銭対価償還日が 2028 年6月1日以降の日 である場合

1.07

なお、本条においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の 方法による。

第11条の7

ないし (条文省略)

第11条の8

(新設)

(新設)

は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに②A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。

(a) 金銭対価償還日が 2026 年 5 月 31 日である場 合

1.05

- (b) 金銭対価償還日が 2026 年6月1日以降 2028 年5月31日までの期間に属する場合
- (c) 金銭対価償還日が 2028 年6月1日以降の日 である場合

1.07

なお、本条においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の 方法による。

第11条の7

ないし (現行どおり)

第11条の8

# 第2章の3 B種種類株式

(剰余金の配当)

第 11 条の9 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主(以下、B種種類株主という。)またはB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて、以下、B種種類株主等という。)に対し、第 11 条の 16 第 1 項に定める支払順位に従い、B種種類株式1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により B種種類株式1 株当たりに支払われる金銭

- を、以下、B種優先配当金という。)を行う。な お、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を 有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の 端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
- 2. B種優先配当金の額は、50,000円(以下、本第2章の3において、払込金額相当額という。)に、以下に定める料率(以下、B種優先配当年率という。)を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。
- (a) 配当基準日が 2026 年 2 月末日に終了する事 業年度に属する場合
  - 年率 7 %
- (b) 配当基準日が 2027 年 2 月末日に終了する事 業年度に属する場合および 2028 年 2 月末日 に終了する事業年度に属する場合 年率 8 %
- (c) 配当基準日が 2028 年3月1日以降の日であ <u>る場合</u> 年率7%
- ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(B種累積未払配当金相当額(本条第4項に定める。)の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。
- 3. 当会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金およびB種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
- 4. ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本項に従い累積したB種累積未払配当金相当額の配当を除く。)の総額が、当該事業年

度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度の末日 を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した 場合において、本条第2項に従い計算されるB種優 先配当金の額をいう。ただし、かかる計算において は、本条第2項ただし書の規定は適用されないもの として計算するものとする。)に達しないときは、 その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事 業年度に累積(本項に従い累積する金額を、B種累 積未払配当金相当額という。) する。当会社は、B 種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当 を、第11条の16第1項に定める支払順位に従い、 法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行 われる剰余金の配当と併せて、B種種類株主等に対 して行う。かかる配当が行われるB種累積未払配当 金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種 種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じ るときは、当該端数は切り捨てる。

(新設)

### (残余財産の分配)

第 11 条の 10 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第 11 条の 16 第 2 項に定める支払順位に従い、B種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額および本条第 3 項に定める B種日割未払優先配当金額を加えた額(以下、B種残余財産分配額という。)の金銭を支払う。

ただし、本項においては、分配日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

- 2. B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余 財産の分配は行わない。
- 3. B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額(以下、B種日割未払優先配当金額という。)は、払込金額相当額にB種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日(ただし、当該分配日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満

小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入 する。)。

ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(B種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該分配日に係るB種日割未払優先配当金額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

4. B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(新設)

### (普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の11 B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式(以下、本第2章の3において、請求対象普通株式という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下、本第2章の3において、普通株式対価取得請求といい、普通株式対価取得請求といい、普通株式対価取得請求日という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

- 2. B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株 式の数は、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額 相当額、(ii) B種累積未払配当金相当額および (iii) B種日割未払優先配当金額の合計額を、本条 第3項および第4項で定める取得価額で除して得ら れる数とする。なお、本項においては、普通株式対 価取得請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。) から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が 行われる時点までの間である場合は、当該配当基準 日を基準日とする剰余金の配当は行われないものと みなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、ま た、B種日割未払優先配当金額の計算における「分 配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替え て、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、 普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と 引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たな い端数があるときは、これを切り捨てるものとし、 この場合においては、会社法第 167 条第3項に定め る金銭の交付は行わない。
- 3. 取得価額は、当初、185円とする。

4.

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それ

ぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割または株式無 慣割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

<u>調整後</u> <u>取得価額</u> = <u>調整前</u> × <u>併合前発行済普通株式数</u> <u>財得価額</u> × <u>併合後発行済普通株式数</u> <u>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以</u> 降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時 価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または 当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無 償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得さ れる株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に 付されたものを含む。以下、本項において同じ。) の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約 権の行使による場合または合併、株式交換もしくは 会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、 次の算式(以下、本第2章の3において、取得価額 調整式という。)により取得価額を調整する。取得 価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金 銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財 産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込 期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最 終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準 日を定めた場合は当該株主割当日の翌日以降これを 適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分 する場合には、次の算式における「新たに発行する 普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通 株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は 「処分前において当会社が保有する普通株式の数」 とそれぞれ読み替える。

 調整後
 調整前

 取得
 = 取得

(発行済普通株式数− 当会社が保有する − 普通株式の数)

新たに発行する 1株当たり 普通株式の数 × 払込金額 普通株式1株当たりの時価

価額 価額

(発行済普通株式数-当会社が保有する普通株式の数)

当会社に取得を含むるできませまで数または (4) 当会社に取得されることにより、下記(d)に定める 普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当 たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けるこ とができる株式を発行または処分する場合(株式無 償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日 (払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終 日。以下、本④において同じ。) に、株式無償割当 ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当て に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 ④において同じ。) に、また株主割当日がある場合 はその日に、発行または処分される株式の全てが当 初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみ なし、取得価額調整式において「1株当たり払込金 額」としてかかる価額を使用して計算される額を、 調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期 日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力 が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合 にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にか かわらず、取得に際して交付される普通株式の対価 が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得 価額は、当該対価の確定時点において発行または処 分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で 取得され普通株式が交付されたものとみなして算出 するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降こ れを適用する。

行使することによりまたは当会社に取得 されることにより、普通株式1株当たりの新株予約 権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資され る財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合に は、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤に おいて同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式 1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の 交付を受けることができる新株予約権を発行する場 合 (新株予約権無償割当ての場合を含む。)、 新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場 合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当て に係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、 ⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合 はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条 件で行使されまたは取得されて普通株式が交付され たものとみなし、取得価額調整式において「1株当 たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点において発行される新株予約権全でが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 上記③ないし⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式および新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a) に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数(ただし、当 会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更また は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価 額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株 当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(た だし、取得価額を調整すべき事由について東京証券

取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に 先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表するVWAPの平均値とする。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- 5.株主名簿管理人事務取扱場所
   東京都千代田区

   丸の内一丁目 4
   番5号

   三菱UF J信託
   銀行株式会社

   大阪市中央区伏
   見町三丁目6番

   3号
   三菱UF J信託

   銀行株式会社
- 6. 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

大阪証券代行部

7. 当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生 後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主 に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証 券保管振替機構または口座管理機関における振替口 座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことに より普通株式を交付する。

## (金銭を対価とする取得請求権)

第 11 条の 12

第11条の12 B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額を限度として、B種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本第2章の3において、償還請求日という。)として、当会社に対して書面による通知(以下、本第2章の3において、償還請求事前通知という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下、本第2章の3において、償還請求という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るB種種類株式

(新設)

を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内に おいて、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、 (i)払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算 出した額、ならびに(ii)B種累積未払配当金相当額 およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて 得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付す るものとする(以下、本第2章の3において、当該 金銭を交付する日を、金銭交付日という。)。

(a) 金銭交付日が払込期日以降 2026 年 5 月 31 日 までの期間に属する場合

1.05

- (b) 金銭交付日が 2026 年 6 月 1 日以降 2028 年 5 月 31 日までの期間に属する場合
  1.06
- (c) 金銭交付日が 2028 年 6 月 1 日以降の日であ る場合

1.07

なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の 翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日 とした剰余金の配当が行われる時点までの間である 場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配 当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金 相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額 の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み 替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。ま た、償還請求に係るB種種類株式の取得と引換えに 交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、 これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてB 種種類株主から償還請求がなされたB種種類株式の 取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償 還請求日における分配可能額を超える場合には、当 該各B種種類株主により償還請求がなされたB種種 類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる 金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においての み当会社はB種種類株式を取得するものとし、かか る方法に従い取得されなかったB種種類株式につい ては、償還請求がなされなかったものとみなす。

2. 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区

丸の内一丁目 4番 5 号三菱UFJ信託銀行株式会社大阪市中央区伏見町三丁目6番3 号三菱UFJ信託銀行株式会社

# 大阪証券代行部

3. 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(新設)

# (金銭を対価とする取得条項)

第 11 条の 13 当会社は、2026 年 5 月 31 日以降 いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以 下、本第2章の3において、金銭対価償還日とい う。) が到来することをもって、B種種類株主等に 対して、金銭対価償還日の14日前までに書面によ る通知を行った上で、法令の許容する範囲内におい て、金銭を対価として、B種種類株式の全部または 一部を取得することができる(以下、本第2章の3 において、金銭対価償還という。) ものとし、当会 社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得 するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB 種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における① 払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出し た額、ならびに②B種累積未払配当金相当額および B種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られ る額の金銭を、B種種類株主に対して交付するもの とする。

- (a) 金銭対価償還日が 2026 年 5 月 31 日である場 <u>合</u>
  - 1.05
- (b) 金銭対価償還日が 2026 年6月1日以降 2028 年5月31日までの期間に属する場合 1.06
- (c)
   金銭対価償還日が 2028 年6月1日以降の日

   である場合

1.07

なお、本条においては、金銭対価償還日が配当基準 日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基 準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間で ある場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金 の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配 当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当 金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還 日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計 算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の 取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数 があるときは、これを切り捨てる。

<u>B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の</u> 方法による。 (新設)

(新設)

(新設)

(優先順位)

第 11 条の<u>9</u> A種優先配当金、A種累積未払配 当金相当額および普通株式を有する株主または普通 株式の登録株式質権者(以下、普通株主等と総称す る。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累 積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が 第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3 順位とする。

- 2. A種種類株式および普通株式に係る残余財産の 分配の支払順位は、A種種類株式が第1順位、普通 株式が第2順位とする。
- 3. (条文省略)

第3章 株主総会

第12条

ないし (条文省略)

第17条

第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員

第18条

ないし (条文省略)

第28条

第5章 監査役および監査役会

第29条

ないし (条文省略)

第35条

(譲渡制限)

第 11 条の 14 B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

第 11 条の 15 当会社は、B種種類株式について 株式の分割または併合を行わない。

- 2. 当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当 てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受 ける権利を与えない。
- 3. 当会社は、B種種類株主には、株式無償割当て または新株予約権無償割当てを行わない。

### 第2章の4 優先順位

(優先順位)

第 11 条の 16 A種優先配当金、<u>B種優先配当金、</u>A種累積未払配当金相当額、<u>B種累積未払配当金相当額</u>および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主等と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金およびB種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

2. A種種類株式、B種種類株式および普通株式に 係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式<u>お</u> よびB種種類株式が第1順位、普通株式が第2順位 とする。

3. (現行どおり)

第3章 株主総会

第 12 条

ないし (現行どおり)

第17条

第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員

第 18 条

ないし (現行どおり)

第28条

第5章 監査役および監査役会

第29条

ないし (現行どおり)

第35条

	第6章 計算
第6章 計算	第 36 条
第 36 条	ないし (現行どおり)
ないし(条文省略)	第 39 条
第 39 条	7J 00 X